

# 北海道行政書士会十勝支部

# とがち

## 支部だより

令和2年9月号

## 行政書士制度広報月間にあたって

北海道行政書士会十勝支部 広報監察部

毎年、10月は、行政書士制度広報月間になっています。

この広報月間は、広く「行政書士」の存在を国民の皆様にご覧いただき、行政書士の利用を促す目的のもと、特別行事として行っているものです。全国の単位会や単位会面積の広大な北海道では各支部がその実情に応じて、様々な活動等を行っています。

ここ十勝支部では、毎年10月に管内自治体・農業委員会・商工会・建設業協会などを訪問し、行政書士制度の普及浸透・非行政書士行為の監察活動等を行っています。本年も活動を行いますが、コロナ禍による影響もあり、今回は市町村役場にのみ訪問し、それ以外の機関には郵送による活動に止めることとしています。例年、支部理事がそれぞれ地区分担をして、各市町村を回っていましたが、従前どおり理事が分担して巡回することとしています。

各会員におかれましては、北海道行政書士会から会報とともに行政書士制度PRのポスター（モデルが男性、四つ折りのもの）が送付されていますので、事務所の窓等、道行く住民の皆さんが目にしやすいような貼付方法等ご検討いただき、制度普及に努めていただければと考えています。

## 研修報告

8月1日(土)、帯広市畜産研修センターで十勝支部の第1回業務研修会が開催されました。

北海道行政書士会札幌支部の長谷川征輝会員による「コロナ禍における入管業務と今後について」と、十勝支部圓尾智裕会員による「コロナ感染症対策としての補助金・給付金」という2部構成による内容で、支部会員10名及び釧路支部から1名の計11名の参加がありました。

第1部では、コロナ禍における経済状況に応じた在留資格取得の動向や、入管業務に付帯する許認可・顧問契約の可能性などについて、充実した資料をもとに詳細に学ぶことが出来ました。

第2部では、煩雑なコロナ関連の補助金・助

成金について、実際の経験談をもとに注意点などが解説され、申請実務の現状を学ぶことが出来ました。

いずれも今のご時世に即した講義内容であり、知識習得・業務実践に向けて有意義な時間となりました。

なお、当日は北海道行政書士会の「民法研修」と重なってしまい、両方の研修聴講を希望されていた方には、申し訳ありません。次回は、日程調整のうえ実施計画を立てたいと考えています。

会場は、帯広市南西方向の八千代牧場の高台に位置しています。研修施設ではありませんが、食事をすることも可能です。十勝幌尻岳をバックに広大な十勝平野を眺めながら、食事でもいかがでしょうか。コロナ禍を吹き飛ばし、経済を回す一助になるかもしれません。

## 災害ボランティア

「災害」。近年地震・風水害により大きな爪痕をのこすことが多いとお感じになっているのではないのでしょうか。十勝では、平成28年9月の台風水害、平成30年9月の北海道東部地震による停電被害。十勝だけではなく、北海道全体にも影響を及ぼしています。

こうした事情背景をもとに当支部では、本年1月に帯広市と、2月には管内町村と「災害時における被災者支援のための協定」を締結し、その活動について具体化していくことを4月の定時総会でお諮りしたところです。

現在支部理事会でプロジェクトを構築し、素案の策定を行い、今後、各自自治体と調整をしながら、災害支援マニュアルの作成、備品の準備等を進め、支部会員の皆様には、支援員としての協力（登録）依頼をさせていただく予定であります。

今年度内に体制構築ができるよう、進めてまいりますので、皆様のご協力につき、よろしくお願いしたいと考えております。



（写真は、帯広市との協定書締結時の様子）

## どうなる？相談会

なかなか収束しないコロナ禍。いまだに有効な治療法も原因や今後の見通しも解らぬ手探り状態にあります。一方、極端(?)な自粛によって、日本国内では世界各国に比べると、感染者、死亡・重症化者の数がとても少ない状況で、ここ十勝管内でも感染者の報告例はあるものの、パンデミックでもなければ、本当にコロナ禍っ

てあるの？と思われるほど、街中のマスク顔を見なければ、そんな気がする平穏さがあると感じます。

しかし、油断は禁物。いつ何時どうなるかは分かりません。インフルエンザとともに大流行するかもしれません。

いつもこれからの季節は、司法書士との合同相談会、市内10士業によるよろず相談、そして行政書士記念日相談会と続いていくところですが、前掲2つの相談会は、中止となってしまいました。

しかし、あれもダメ・これは「密」なんて言っていると、国民生活自体が疲弊・縮小していく気がしてなりません。行政書士記念日相談会の開催については、まだ状況を注視しつつ開催の方向を模索しています。おそらく開催となると中止になったあおり分が集中するような気もします。そうしますと相談員として会員の皆様のお力が是非とも必要となってきますので、その際は、ご協力のほどお願いいたします。

さらに、何もできないからと言って、会員の研鑽を疎かにすることはできません。なぜなら、市民の皆さんの相談に対するニーズは、多種多様、そして情報機器の発達により、高度になってきていることから、こうした期待に応えられるだけの知識・相談技法等の習得はこうした機会がないとなかなかできないものと考えます。

今後、業務研修部では、より現状にマッチする研修内容を組み立てていくとのことなので、多くの会員の皆様の参加をいただき、レベルアップを目指していただけたならと思います。



（写真は、令和2年2月の相談会の様子）

※来年の「行政書士記念日相談会」は、行政書士記念日が、とかちプラザの休館日にあたることから、翌日23日（天皇誕生日）に開催する予定です。

## 新入会員の紹介

### ～令和2年6月入会～

氏名：宮脇 弘好(みやわき ひろよし)

事務所：帯広市西19条北1丁目8番3号  
帯広自動車連合ビル

電話：0155-33-3400

一言：6月15日付で入会しました宮脇です。  
よくわからない事が多いので、研修会・  
交流会等に積極的に参加したいと思いま  
す。どうぞ、よろしくお願ひします。

### ～令和2年7月入会～

氏名：佐々木 敏治(ささき としはる)

事務所：足寄郡陸別町字陸別原野基線328番地74

電話：090-5983-9751

一言：行政書士として新たな気持ちで地域貢  
献を考えていきたいと思ひます。御指  
導のほどよろしくお願ひします。

### ～令和2年8月入会～

氏名：泉谷 佳太郎(いずみたに けいたろう)

事務所：帯広市西11条南40丁目4番4号  
グラニータ202号室

電話：0155-67-0642

一言：令和2年7月1日で登録となりました  
泉谷と申します。陸上自衛隊員や看護  
師としての勤務経験を活かしながら、  
お客様に心の安心と安楽を提供でき、  
お客様に愛されるよう頑張っていきたい  
と思ひます。よろしくお願ひ致します。

新入会員の皆さん、もともと専門の分野で活  
躍されていたり、命に関わるお仕事をしてい  
たりと、今度じっくりとお話をお聞かせいた  
だきたいと思ひました。

十勝総合振興局管内の残るは上士幌町と中札  
内村に行政書士事務所が誕生すると、すべての  
市町村に行政書士がいることとなります。  
皆様のお知り合いなどで、当該町村で開業を考  
えている方はいらっしゃいませんか。  
制度のPR・人材の発掘も進めたいと思ひこの  
頃です。

## 日本行政書士政治連盟 加入のお願い

行政書士法は、行政書士としての地位を定め  
る法律であります。この法律は所管する省庁の  
要請で出来た法律ではなく、議員立法によって  
成り立っています。

このため、後押しをしてくれる議員がいない  
とどんどん時代遅れの法律となって、「行政書士」  
そのものが埋もれた存在になってしまいます。

特に行政書士法は、国会議員の党派を超えた  
議員を背景に成り立っていますので、法改正に  
は、どこかの党利党略で…とはならないもの  
なっています。

このため、国民の負託に応え、行政書士の安  
定した制度を構築するには、政治連盟の活動に  
かかっているといっても過言ではありません。

会員の皆様が、少しでも問題意識を持って  
いただき、政治連盟への加入をして頂けたなら  
と思ひ次第です。

どこまで、いつまで書けるか…

### 「行政書士法って」②

5月号に皆様にお届けしたコーナー、皆様の感想や如何に  
でしたでしょうか。

行政書士に対するニーズもそうですが、この「書士業」に従  
事する私達も仕事に対するニーズがあります。

弁護士、司法書士、税理士…とそれぞれの業際はありますが、  
少しでも国民の皆様への負託・要望に適う仕事をするためには、  
少しでも権限の拡充や仕事の範囲が広がるような「行政書士法」  
の改正が必要となるわけです。

上記の記事にもあるように、行政書士法は、その成り立ち  
が議員立法によっています。

行政書士は、『身近な街の法律家』として、キャッチフレー  
ズのうたわれていますが、基本的に行政書士法は、「行政書  
士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に  
関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に  
資すること」のみが目的とされていることから、国民のニ  
ーズに応えきれていない現状にあります。それに応えるため  
には、議員立法による改正を待つしかありませんでした。

国民のニーズは、高度情報化などによって、「個人」の権利  
をより護らなければならない傾向にあり、それを身近な街の  
法律家が担うには、法律改正が絶対的に必要となっていま  
した。それは法の目的に「国民の権利」を護ることが直接的に  
うたわれていないことにも原因があります。

この「権利」をめぐる、平成30年から令和元年にかけて国  
会では大きな動きがあって、今回の法改正が実現したと聞  
いています。(つづく)

紙面に限りがあるので、今回はこの辺で。皆さんからの  
ご意見等もお聞かせください。(鈴木)

## 成年後見へのお誘い

北海道行政書士会には、成年後見が広く利用され、その利用者の福祉増進に寄与することを目的に、平成21年7月に【北海道成年後見支援センター】が設立され、行政書士会のできる研修を経て入会のできる組織を設けています。

現在会員は、道内に140人余り加入していますが、ここ十勝(十勝帯広支部と言います。)では、わずか5人しかいません。

近年成年後見の申立は増加傾向にあり、帯広市や周辺町村が養成する「市民後見人」ではまかないきれない状況になりつつあります。

国民の権利を守る大切な「業務」として成年後見に携わってみませんか。今後、法人後見にも対応するよう、制度構築中です。初めての方にもセンターと共に進められるようになる予定です。

詳しくは、北海道成年後見支援センター十勝帯広支部鈴木政昭までお問い合わせください。

成年後見制度  
～ 安心のお手伝い ～

人生100年時代。  
信頼できる人があなたのそばにいますか？  
わたしたちが、成年後見制度をとおして、  
日々の暮らしをサポートします

一般社団法人 北海道成年後見支援センター

パンフレットは、センターで配布しているものです。

## コロナに負けない 助成金制度など

コロナ禍において、様々な助成金制度等の政策が打ち出されています。

国民の皆様が利用するため、その制度の説明・相談、そして書類の作成や提出などは、まさに行政書士の業務でもあります。

制度の概要は、国や北海道、各市町村のホームページ等で確認をしていただければと思います。また、申請にあたっての難易度高低、ニーズの多寡はあると思いますが、PRの価値は十分にあるかと思えます。

今一度、行政書士の存在アピールに「助成金」使ってみませんか？

※事務所所在地・補助者情報に変更等がありましたら、事務局までお知らせください。

## 編集後記

「コロナ禍」。いつの間にか騒動から禍に変わっていました。行き交う人々の色々なマスク姿…ひところマスクが店頭からすっかり消えてしまい、買い占めた一部の人間が暴利を貪る。やっと出てきた「アベノマスク」、批判的な意見等あったもののマスク騒ぎが収束するきっかけにもなりました。あれから華やかな口元に目が行ったりして、いつもとは違う感覚になれたのも面白かったと思います。

これから少しずつ、完全に前のようににはならなくても日常が戻るのだと思います。少しずつ海外の方も入国できるようになると、「申請取次」を業としている方は、多忙を極めるのではないかと思います。多少手続が厳格になるでしょうから…。

平穏が早期に訪れますことを祈りつつ、発送作業等が遅れてしまい申し訳ありませんが、9月号をお届けします。

発行日 令和2年9月30日  
発行人 谷川 秀治  
編集人 渡部 亮介・鈴木 政昭  
発行所 北海道行政書士会十勝支部  
事務局 帯広市東3条南25丁目1番地2  
行政書士佐藤芳夫事務所  
TEL 0155-67-1777  
ホームページ <http://tokachi-gyosei.com>  
印刷所 東洋株式会社